

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第1回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和元年7月30日(火) 午後1時～午後2時30分		
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室		
出 席 者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信	竹中啓之 松枝千鶴 (敬称略)
	労側委員 (2名)	喜納浩信	新内親典 (敬称略)
	使側委員 (2名)	岩元義弘	濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (5名)	田之上総括政策調整官 田代賃金室長補佐	笹川労働基準部長 中山専門監督官 平松賃金室長
議 題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 目安に関する小委員会配布資料について 3 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 4 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 5 鹿児島県最低賃金の改正審議について 6 その他		
配 付 資 料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 3 第2回目目安に関する小委員会配付資料 4 最低賃金額と生活保護費の比較(令和元年度) 5 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 机上配布 ・令和元年春季賃上げ要求・妥結状況 ・令和元年度鹿児島地方最低賃金改定に関する意見書 ・第2回目目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料		

○ 平松賃金室長

委員の皆様には、誠に申し訳ない中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本日は1回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され、議事が開会されるまでの間、慣例によりまして、私が司会を務めさせていただきます。

それでは、1回目の専門部会でございますので、笹川労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○ 笹川労働基準部長

本年度第1回目の専門部会ということでありますので、私からご挨拶させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、鹿児島県最低賃金専門部会の委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。

また、本日、お手元に、県最賃専門部会委員の辞令を置かせていただいたところでございますが、本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、県最賃の改正につきましては、先日7月9日に開催されました第1回本審におきまし

て、局長より諮問をさせていただいたところでございますが、中央最低賃金審議会におきましては、今日の2時から小委員会が開かれ、ここでまとまれば明日、厚生労働大臣に対して答申がなされる予定になってございます。

この答申の内容につきましては、8月2日に開催予定の第2回本審におきまして、お知らせすることとしておりますが、委員の皆様には、中賃で示される目安額等を参考にさせていただきながら、九州・沖縄ブロックの動向、鹿児島県内の状況等を踏まえ、より良いご審議をしていただきますようお願い申し上げます。

今年も大変暑い時期にこのようなご議論をいただくことになり、各委員の皆様にはご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたく改めてお願い申し上げます。お願い事ばかりではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○ 平松賃金室長

それでは、誠に恐縮ではございますが、これから先は座って進行させていただきます。

これから、部会長と部会長代理を選出させていただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定によりまして、部会長及び部会長代理は「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」となっております。慣例によりまして公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。それではお決まりでしたら、公益委員の方から発表していただきたいと思っております。お願いたします。

○ 松枝委員

この件につきましては、6月11日に開催されました公益委員会で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に石塚委員を、部会長代理に竹中委員を、候補者として推薦いたします。

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。ただ今公益委員の松枝委員から、部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員を推薦する旨ご報告いただきました。そこで皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。それでは鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に石塚委員、部会長代理を

竹中委員に決定させていただきます。

では、石塚部会長にご挨拶をいただきまして、これからの議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 石塚部会長

ただ今、部会長に推薦されました石塚です。

またこの時期になってまいりましたが、昨年も皆様から活発なご議論をいただき、結果的には、鹿児島県最低賃金が全国で一番低いという形になりました。その結果に至る過程の中では、使側あるいは労側からのご意見を出していただいたと思っております。

今年度は、もうこれから、今年度の鹿児島県最低賃金をここで決めていくこととなりますが、やはり色々な要素を加味しながら議論していかなければいけないと思います。

まずは国の目安がどうなるのかが、もう暫くしたら出るのかもしれませんが、未だ今のところ出ていないこと。更に、目安の基準と全国の経済状況がどういう状況になっているのかという景気の動向。それと鹿児島県の特に県の地域の経済状況がどうなのかということ。最低賃金は、地域で格差が非常に大きくなっていますけれども、それとパラレルな形になっているのかもしれませんが、経済状況も格差が大きくなっています。その辺りのところをしっかりと、相対的に考えていかなければいけない格差だと思っています。

その辺りのところを、労使双方から具体的なデータを出していただいて、より良い合理的な議論をしながら、決めていきたいと思っておりますので、これから暑い中、短時間で議論しなければなりませんので大変だと思っておりますけれども、建設的な議論をしていただけると思っておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから先は座って議事を進めたいと思っております。

ただ今より令和元年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本専門部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項によりまして、本審に関する規定でございます第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、「審議会は、委員3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」とされております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名の合計7名の委員の皆様にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。それでは会は有効に成立しているということですので、審議を開始したいと思っておりますが、その前に、事務局から確認事項について、説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

7月9日に開催いたしました第1回本審終了後に、最賃法第25条第5項による意見聴取の申し出

につきまして公示を行いました。これに対して7月22日に鹿児島県労働組合総連合から意見の申し出がありました。申し出につきましては、本日、参考資料として1枚、机上に配付させていただいております。

この申し出の内容は、例年どおり、「専門部会の公開を求めること」「意見陳述の機会を与えて欲しいこと」などが、裏面に4点ほどまとめられております。

この申し出の内、まず、専門部会の公開の取り扱いにつきましては、本日の第1回専門部会以降の審議の公開・非公開について、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条により非公開とするという取扱いでどうかということでございます。

2点目の意見陳述の取り扱いにつきましては、第1回本審でもご説明いたしましたとおり、後ほど議題3として改めてご審議いただきたいと思います。以上です。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局説明では、県労連から申し出のあった事項の中で、専門部会の公開につきまして、本日の第1回専門部会以降の専門部会の審議については、運営規定どおり非公開としてはどうかのことですが、この取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございます。それでは、第1回専門部会以降の専門部会は非公開としたいと思います。

それでは、これから審議を開始いたします。1番目の議題は、「第2回目安に関する小委員会配布資料について」です。このことにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

それでは私から説明させていただきます。

第2回目安に関する小委員会配布資料の説明の前に、資料2の「平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)」につきまして、7月9日の本審においても配布しましたが、先日、本省から「10月22日の休日、12月23日の平日の変更など」に伴う修正がありました。

修正箇所は、9月、10月、11月の水色の文字で記載されている部分に変更になっておりますので、差替えをお願いします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、資料3の中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で使用されました資料のうち、後ほど室長から説明します「②生活保護との比較」及び「⑥中小企業等への支援施策紹介マニュアル」に関する資料を除いた、①、③から⑤、それと最後に添付されている参考資料について、簡単に説明させていただきます。

資料3の①は、令和元年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査の内、「賃金改定状況調査」の取りまとめ結果でございます。

この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますけれども、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したのになります。

調査地域は、都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口5万人未満の市より選定した地方小都市の地域になっており、鹿児島においては、県庁所在地の鹿児島市、人口5万人未満の市の南さつま市、枕崎市、志布志市の4市の事業所を対象に、実施しております。

調査産業は、都道府県庁所在都市については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業でございます。地方小都市については、製造業になっております。

調査事業所は、全国で約16,000事業所を対象にしており、回収は、全国合計で5,009事業所です。この集計事業所数につきまして、平成30年調査では約4,000事業所でしたが、令和元年調査では約5,000事業所と増えおります。これは、一般的な統計調査においては、調査の締切までに得られた回答全てを集計するのが通常ですけれども、平成30年調査までは、審議会の議論に使うことを優先し、あらかじめ審議会から求められた集計事業所数である約4,000事業所、産業割合、事業所規模割合で集計してまいりました。

令和元年調査では、総務省による一般統計調査の点検等を踏まえまして、締切までに得られた回答を全て集計するように見直しを行い、その結果、集計対象事業所数は約5,000事業所になっております。当該見直しについては、5月14日開催の第52回中央最低賃金審議会です承を得たところです。

続きまして、調査結果の中身でございますけれども、資料3の①を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。

第1表では「賃金改定実施状況別事業所割合」を、第2表で「事業所の平均賃金改定率」を、第3表で「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を、第4表で「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を、それぞれ取りまとめております。

資料3の③は、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になります「最低賃金に関する基礎調査」結果を、1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、30年度は、Dランクが加重平均で未満率1.4%、影響率13.3%に対して、鹿児島県は未満率1.9%、影響率19.6%となっております。

3枚目は「賃金構造基本統計調査」結果をもとに、県別にまとめられておりまして、鹿児島県は未満率1.4%、影響率5.5%になっております。

資料3の④は、平成30年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。

非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですけれども、1ページからが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフ、14ページからが一般労働者のみ、27ページからが短時間労働者のみのグラフになっております。

なお、鹿児島県のグラフは、一般労働者と短時間労働者の合計が12ページにございます。一般労働者のみが25ページ、短時間労働者のみが38ページに記載されております。

資料3の⑤には、最新の経済指標の動向が、まとめられております。説明は省略させていただきますが、後ほどご確認頂ければと存じます。

「参考」のインデックスは、第1回目安に関する小委員会で、委員から追加の提出が求められたもので、第2回目安に関する小委員会で提供された資料でございます。1ページが決定初任給（校卒）の推移、2ページ目が地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高卒）、3ページがパートタイム労働者の1求人あたりの募集賃金平均額、4ページ目がパートタイム労働者の1求人あた

りの募集賃金下限額になります。なお、この募集賃金につきましては、それぞれの表の下の注3に記載しておりますとおり、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっております、3ページ目はその平均額を1募集としてその平均額を算出しており、4ページ目はその下限額を1募集としてその下限額の平均額を算出しています。

5ページは令和元年春季賃上げ妥結状況、6ページ目は地域別最低賃金の最高額と最低額及び格差の推移となっております。

簡単ではございますが、以上で中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会配布資料につきまして、説明を終わらせていただきます。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から目安に関する小委員会の配布資料につきまして説明がございましたけれど、これにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

○ 石塚部会長

資料3は、たくさんの方が並んでおりますので、今いっぺんには、なかなか難しいかもしれませんが、参考にしながら議論にさせていただければと思います。

よろしいですか。それでは、残りの資料につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

座ったままで、失礼いたします。

それでは、資料3の②「生活保護と最低賃金」と3の⑥「中小企業・小規模事業者への支援施策」について、ご説明いたします。

まず1点目の「生活保護と最低賃金の比較」でございますが、資料3の②は各県が小さな折れ線グラフになっており、ビジュアル的にわかりやすくまとめられておりますけれども、その計算方法につきましては、「参考」のインデックスの次に出でくる資料4をご覧くださいながら、お聞きいただきたいと思っております。

こちらは本年の比較なのですが、生活保護のデータは平成29年度のデータを用いることとなります。「住宅扶助費(実績値)」については、平成29年度調査の実績値の結果がまだ未公表のため、平成28年度の実績値を用いて計算を行っております。

平成28年の被保護者調査年次調査が公表されたため、公表された平成28年の調査結果を元に、当県の最低賃金額と生活保護費を比較したデータを改めて作成して、昨年度の委員の皆様へ郵送させていただいております。今回お示しする資料は、それと同じデータを用いて比較することになりますが、ただ1点だけ、最低賃金と比較する際の指数が、昨年は0.824でございましたが、0.823に変更されております。

資料4の「最低賃金額と生活保護費の比較(令和元年度)」の1枚目ですが、これは29年度から本省が一括して作成して中賃にお示ししている元データでございます。

資料4の1枚目ですが、鹿児島県の生活保護費は88,307円、平成29年度の最低賃金額737円に基づいて算出した賃金の手取り額が105,419円、平成30年度の最低賃金額761円に基づいて算出し

た賃金の手取り額は108,851円となっております、29年度でも30年度でもどの年度も、最低賃金額に基づいて算出した手取り額の方が生活保護費を上回っているという結論になってございます。

これの元になりました計算方法が、2枚目の計算方法でございます。例年ですとこの算出方法を詳しくご説明していくことになるのですが、2枚目の表側は昨年議のものとはほぼ同じもので、変更はございません。

2枚目の左上にローマ数字の「Ⅰ 前提」の部分ですが、最低賃金と生活保護費の比較ですので、前提としては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層である「12歳～19歳の単身世帯」を用いて比較していくというルールになっております。

2枚目の上の表が生活保護の扶助基準額等の全国のランク分けで、表の1段目は「第1類費及び第2類費合算基準額」を級地別に示しております。この内、第1類費は、食費等、個人一人一人を単位として消費する生活費に係る扶助でございます。これに対して第2類費は、光熱水費など世帯全体の単位で支給されるものでございます。この表の級地別の下の1行目の金額は、第1類費と第2類費を合算した一人世帯の月額になります。

次に表の2段目ですが、第2類費には、暖房費などの冬季加算がございまして、11月から3月までの5か月間毎月この金額が支給されます。当県は、最も支給額が低い6区の「その他」という地域に属しています。

表の3段目の「期末一時扶助費」でございますが、12月に1回だけ支払われ、金額は最後のページ一番下の表に記載されている金額が支払われるようになっております。

表の4段目の住宅扶助費は、先ほど申し上げたとおり、28年度の実績値で、一人世帯に実際に支払われた実績値の平均値でございます。

次に、鹿児島県の県内の級地別人口でございますが、資料4枚目のとおり、平成27年の国勢調査の数値をもとに、平成26年10月31日現在の市町村合併状況及び級地区分に引き直して集計したものが、昨年と全く同じ数値でございますが、お付けしてございます。

続きまして、具体的な計算方法に入らせていただきます。2枚目に戻っていただきまして、「生活保護と最低賃金の比較について」のローマ数字の「Ⅱ 生活保護」をご覧ください。「1 人口加重平均」と書かれまして、(1)が「生活扶助基準」となっております。

まず、①「第1類費及び第2類費の合算基準額」の算出方法ですが、当県内の市町村が該当します級地ごとに、第1類費及び第2類費合算基準額に級地別の人口を掛け、足し合わせた総額を県内の総人口で割りますと、人口で加重平均された第1類費及び第2類費の合算基準額が出てまいります。これが水色の枠のとおり、68,712円になります。

次に、②「第2類費の冬季加算」でございますが、冬季加算は11月から3月までの5か月間支給されますので、5か月分を12で割って1か月あたりの平均額を算出することになります。支給額は県内同一でございますので、加重平均したとしても、1か月平均の冬季加算額は1,075円になります。

③の「期末一時扶助費」は、年1回の支給でございますので、単純に12で割って1か月の平均額を計算し、同様に加重平均した金額が、水色の枠のとおり978円になります。

以上の①から③をすべて足した金額が「生活扶助基準額」で、一番下の茶色の枠のとおり、70,765円になります。

それでは、裏側、次のページにお進みください。(2)の住宅扶助の「住宅扶助実績値」でございますが、鹿児島県内の単身被保護者世帯を、鹿児島市とそれ以外に分けて計算していくことになりま

す。鹿児島市とそれ以外の地域について、それぞれ、住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数を掛けて、その合計を、単身被保護者世帯の総世帯数で割りまして、一世帯あたりの実績値を算出します。この方法で算出した金額が緑色の枠の17,542円になります。なお、右側のカッコ内の\*2にありますとおり、単身非保護世帯の中には住宅扶助を支給されていない世帯も含まれております。

次に(3)ですが、前ページで算出しました生活扶助基準額70,765円と、今計算した住宅扶助実績値17,542円を合計して、青枠のとおり、1か月あたり88,307円になります。これが、最初に説明しました資料4の1枚目の本省が算定した金額と、ぴったり一致しています。

続いて、ローマ数字の「Ⅲ 最低賃金との比較」ですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらになるかということで、平成27年から平成30年の最低賃金額に基づいて計算したものが「1 最低賃金額」と書いてある表になります。

以下は、全く同じ理屈で計算しておりますので、平成29年を例にとりまして、ご説明させていただきます。

当県の平成29年の最低賃金は737円でございます。これに、1か月の労働時間は173.8時間として計算します。173.8時間の根拠は、右側の枠外の方法で法定の週40時間を年間で平均した平均値です。

労働時間数173.8時間に最低賃金額737円を掛けたものが、この表の右から2番目「1か月の収入」で、128,091円でございます。この金額は総支給額でございますので、生活保護と比較するためには、税金・社会保険料等の公租公課を差し引いた手取額を算出しなければなりません。そこで、全国の最低賃金の一番低い金額737円で計算しました1か月の総収入から、それに見合う、それに課される所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を控除したいわゆる手取額を算出する係数が、枠外に記載したとおり、今年是全国一律に0.823と算出されております。先ほどの1か月の収入128,091円にこの指数0.823を掛けて、手取額は105,419円になります。

このような要領で計算したものが、資料4の1枚目に書かれているということでございます。以上の計算により算出いたしました1か月の手取額105,419円と、生活保護の88,307円を比較しますと、「2 最低賃金額との比較」の表に記載してありますとおり、最低賃金額が最も低かった平成27年の場合でも、1か月10,961円、1時間あたり77円、平成29年では、1時間あたり120円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いという結論になっております。

以上が、くださしゅうございますが、当県の現状でございます。生活保護との比較については以上でご説明を終わらせていただきます。

続きましては、青色のインデックスの資料番号3の(6)の「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」と、本日机上に配布させていただいたものについて、いわゆる中小企業への支援策につきまして、説明を続けさせていただきます。

まず、資料3の⑥は、今年5月に厚生労働省と中小企業庁が合同で作成した中小企業への支援策のマニュアルの内、賃金引上げに関する支援策を抜粋したものでございます。これは抜粋でございますので、その全体は、同じ表紙のやや厚手のものを、参考までに、机上配布させていただきました。詳しくはそちらをご覧ください。

資料3の⑥に戻りまして、業務改善助成金と人材確保等支援助成金が紹介されていますが、最初に「1. 賃金引き上げに関する支援策 業務改善助成金」について、説明いたします。業務改善助成金の制度につきましては、昨年度も説明させていただいておりますが、この制度は、企業の生産性向上に資する設備投資、機械設備やPOSシステムの導入などの業務改善を行うとともに、事業場



内の最低賃金（1時間あたりに換算して、事業場内で最も低い時間給）を30円以上上げる中小企業・小規模事業者に対しまして、その業務改善に要した経費の一部を助成するという制度でございます。30円以上の賃金引上げを行う労働者数に応じ、助成上限額、天井額が50万、70万、100万と人数が増えるにしたがって増額されていくしくみになっております。

さらに今年度は、鹿児島のように地域別最低賃金が800円未満の県で、かつ、事業場内最低賃金が800円未満の事業場につきましては、助成率が3/4から4/5に5%、生産性要件を満たした場合には4/5から9/10に10%引き上げられる拡大策がとられておりまして、表が大きく上下2段に分けて記載されています。ここで「生産性」とは、「企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値」として、定義づけられております。

助成対象となる措置の例として、周知用リーフレットには、ホームページ用見積もりシステムを導入したケースや、POSシステム導入のケースなどが、紹介されております。

業務改善助成金の実績とか効果がどれ程あったのかにつきましては、本日机上に配布させていただいた「参考資料 第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」をお開きください。これは全国における実績がまとめられており、平成30年度は全国で870件の実績があったと書かれています。鹿児島労働局ではどうか、資料には書いてありませんが、私が事前に調べましたところ、平成30年度は10件支給決定いたしまして、その決定額は5,232,000円が決定されております。なお、申請したけれども支給決定しなかったのは、途中で事業廃止に至った2件だけでございます。事実上全て決定している状況でございます。

昨年の審議会資料と突き合わせてみますと、全国の交付決定件数は、全国ベースで、平成28年度433件、29年度798件、30年度は今のとおり870件と増加しております。

当局の実績につきましては、平成28年度は2件、平成29年度の申請件数は11件、30年度は先ほど申し上げましたとおり12件申請中、10件支給決定で、幅広く周知に努めておりますけれども、なかなか申請には至っていない状況でございます。

続きまして人材確保等支援事業助成金は、3の⑥に紹介されておりますが、内容が人事評価改善等助成コースと設備改善等支援コースの2つに分かれます。こちらは、職業安定部の職業対策課で行っております。

まず人事評価改善コースは、生産性向上のための人事評価制度を整備していただき、この制度にのっかって2%以上の賃金アップを含む賃金制度を実施していただきますと、まず制度整備助成という形で初年に50万円、3年後に生産性向上・2%以上の賃金アップという目標を達成した事業場には3年目に80万円の目標達成助成がされるという制度です。

2つ目の設備改善等支援コースでございますが、計画期間として1年か3年かのどちらかを選択していただきまして、生産性向上と雇用管理改善のために設備投資を行う事業場を対象にした支援策になります。

こちらも30年度の実績につきましては、本日の机上配布資料をご覧くださいますと、全国で人事評価改善等助成コースは1,590件の実績がございます。設備改善等支援コースは、30年度当初予算・実績ともありません。

昨年度から「働き方改革推進支援センター」に統合・吸収された相談窓口につきましては、鹿児島県社会保険労務士会に受託しております。中小企業の皆様に相談窓口の存在をアピールいたしまして利用しやすくしていくために、昨年の審議会終了以降は特に、鹿児島の確定申告会場、これは鹿児島市の会場だけでございますが、入り口付近に窓口の案内リーフを置く、それから今年度は、

6月の労働保険の集合収集会場の内14会場に出張いたしまして、ご相談を受けております。また、ハローワークに週1回又は2回定期的に出張して、求人受理にお越しになられた際にあわせて相談を受ける窓口を設定するなどの取り組みを拡大してきております。こちらは、全国では、平成30年度に29,000件の実績がございます。

ただ今、縷々説明してまいりました各種助成金、働き方改革推進支援センターにつきましては、労働局の中の雇用環境・均等室が所掌しているところがございますけれども、当賃金室におきましても、もちろん最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上のための支援施策でございますので、引き続き雇用均等部署と連携を密にいたしまして、県最低賃金が改正される前はもとより今後につきましても、これらの支援策の周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。ただ今、事務局の方から、前半では生活保護と最低賃金の比較、そして、後半は中小企業・小規模事業者に対する支援政策について説明がありました。この説明につきまして、何かご意見やご質問等がございますでしょうか。

生活保護と最低賃金の比較につきましては、資料4の表で説明されましたけれども、これは例年どおりの方法で計算されているということで、最低賃金が上回っており、後半の中小企業・小規模事業者への支援策につきましても、説明がありました。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

○ 石塚部会長

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について」です。このことにつきましては、7月9日の第1回本審で協議済みですけれども、再度、事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

第2回専門部会から第6回専門部会(予備日)までの開催日時につきましては、今お話がありましたとおり、第1回本審におきまして、第2回専門部会は8月2日金曜日午後1時の第2回本審終了後引き続き開催する、第3回専門部会は8月5日月曜日の午後1時30分から、第4回専門部会は8月6日火曜日の午後2時から、第5回専門部会は8月7日水曜日午前10時から、予備日として第6回専門部会は8月9日金曜日の午後1時から、それぞれ開催させていただくことで、ご了承いただければと思っております。

○ 石塚部会長

ただ今事務局から、第2回専門部会から第6回専門部会までの開催日について、改めて説明がありました。この日程でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、事務局が説明した日程で、開催したいと思います。

続きまして議題3の「最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて」ですが、事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害やご意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるように、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見を聞くこととなっております。

この点につきましては、資料5として関係条文の一覧を用意しております。ご覧になりながらお聞き下さい。

この関係労使からの意見聴取については、資料5のとおり、最低賃金法第25条第5項で「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されており、これを受けた最低賃金法施行規則第11条第1項に基づきまして、本年も第1回本審終了後に、関係労使からの意見聴取の公示をさせていただいたところ、机上配布のとおり本年7月22日付けで、鹿児島県労働組合総連合から要請書をいただいております。

要請書には、裏側にかえしていただきますと1から4までポイントがまとめてございますが、「意見陳述の機会を、委員選出団体以外にも与えていただきたい」という要望が記載されております。

昨年度も意見聴取の公示を行いましたところ、同様に「意見陳述をさせてほしいという」という申し出がございましたので、この取扱いをどうするか、昨年度の7月30日に行った本審でご検討いただいたところ、この取扱いは専門部会で審議し決定することとなりまして、また、本格的な金額審議が始まる前に意見陳述を受けて、それを踏まえて審議を行った方がよいのではないかとということになりまして、同じ日の本審終了後に臨時に専門部会を開催させていただいて、その専門部会で審議していただいております。

その結果、「意見陳述については、複数名でも可とするが、時間は10分以内で受ける」という結論に達しまして、8月1日開催の専門部会の議題1冒頭、10分間、意見陳述を受けたという昨年の経緯がございます。

「意見陳述」につきましては、資料5の1枚目下側のとおり、最低賃金法施行規則第11条第2項で、「最低賃金審議会は、意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち相当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、意見をきくものとする」とされております。

今年中央最低賃金審議会の目安答申が例年より遅れ、その結果例年より一層、審議日程がタイトになりますので、第1回本審で審議日程をご説明した際に、「意見書が例年どおり提出されることを想定して、第1回専門部会で、意見陳述に関する要望の取扱い、枠組をご判断いただきたいこと」、「意見陳述が専門部会で認められた場合には、第2回本審終了後に引き続き第2回専門部会を開催させていただき、そこで、第1回専門部会の結論に従って意見陳述を受けることとさせていただきた

いこと」の2点をご説明して、ご了承いただいております。

以上が事務局の説明になります。

○ 石塚部会長

ただ今、事務局から意見聴取の公示を行ったところ、参考資料のとおり、要請書が提出されたので、その取扱いについてご提案がなされました。

お諮りしますが、意見陳述の取扱いについては、「意見陳述を認めるか否か」「何回目の専門部会で陳述を行ってもらうか」「陳述の人数と、時間等をどうするか」を具体的に決めることとなりますが、各側のご意見を伺いたいと思います。

まず、労側はいかがですか。

○ 新内委員

認めていただければと思いますし、時間についても、先ほどありましたように、何人来られてもかまいませんが、トータル10分以内であれば良いと、そのようにしていただければと思います。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。使側はいかがでしょうか。

○ 濱上委員

結構です。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。労使各側とも、昨年と同様に、意見陳述は複数名でも可とするけれども、複数名でも時間は10分以内で行うということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは本年度も、意見陳述は、複数名でも、時間は10分以内で行うということにいたします。意見陳述を希望されている方への連絡は、事務局にお願いします。

○ 平松室長

先ほどご説明しましたとおり、8月2日に予定している第2回本審終了後に引続き、専門部会委員の皆様にはお残りいただきまして、第2回専門部会を開催させていただきまして、意見陳述を受けたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 石塚部会長

次に、議題4の「鹿児島県最低賃金の改正審議について」ですが、審議に入る前に、本日資料がありますので、事務局から説明して下さい。

○田代室長補佐

本日お配りしております追加資料について、説明させていただきます。

「県内企業の春季賃上げ要求・妥結状況」とありますのが本日の配布資料で、鹿児島県が7月22日にホームページに公開しておりました。この集計結果で、企業74社の妥結状況額は、3,625円、賃上げ率では1.59%で、前年に比べると額で173円低いとされております。また右側になりますが、前年と比較可能な55社の妥結額は、3,528円、賃上げ率で1.50%となっております。裏面は、ホームページにはあってあった今までの年次別の推移になりますので、参考として付けさせていただきます。以上でございます。

○石塚部会長

ただ今の説明について、何かご質問はございませんか。30年度に比べると、賃上げ率は落ちてきているのですね。よろしいでしょうか。

それでは、議題4の「鹿児島県最低賃金の改正審議について」に入っていきたいと思っております。

本日は1回目ですので、本年度の鹿児島県最低賃金の改正に当たって、特に、本日申し述べておきたい意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、労側の方から基本的な考え方についてご説明いただけますか。お願いします。

(労側説明資料を配付)

○新内委員

2019年、本年度の改正にあたっての労側としての基本的な考え方を、説明させていただきます。

1点目は、取り巻く情勢ということで、昨年以降、部会長がおっしゃったように「結果的に」ということの方が正解なのだろうなと思っておりますが、世の中そう受け取ってもらえなかった部分があります。そこにありますように、色んな所でほぼ1年間「東京と、全国で一番低い鹿児島との差は」という形で様々な報道があって、鹿児島にとってはマイナスイメージが広がった。それから、昨年度の結審以降、私の所にも色々な電話がありました。その中には、「鹿児島はやっばり低いよね。生活できないよね。」という声がほとんどだった。労働者にとっても、使用者にとっても、大きなマイナスがあったのではないかなと思っております。

2点目は、昨年の結審状況を受けて、私の記憶しているあるいは調べた中では、鹿児島で初めてだと思いますけれども、今年の2月の県議会の中で、初めてだと思いますけれども、最低賃金の水準、金額についての質問があって、県は、そこに記載のとおり答弁しております。特に県としては、人材確保・定着へのマイナスの影響が有るのだろうと。知事も答弁の中で、具体的な中身がどうかというのは別として、「最低賃金の上昇に向けて、全力で取り組んでいきたい。」と、知事もそういう決意を述べている。

それから3点目、先週、21日に終わったばかりですが、参議院選挙で最低賃金というものが、これまでになく大きな話題というか、各政党が政策的なもので大きな争点になっております。多くの政党が、最低賃金1,000円あるいは1,500円ということも主張されましたし、自民党もその中においては、そこにありますように2019Jファイルという政策書の中で「全ての都道府県における最低賃金1,000円の実現に向けて取り組む」ということを明記されましたし、南日本新聞が参議院選挙

の特集をやった第1回で最低賃金にふれているということで、これは国政選挙で大きな話題、課題になったということでもあります。

一方その中で、(4)になりますが、地域別最低賃金の決定方法も、今のままでは格差が広がっていく一方ではないか、東京と鹿児島、確か224円だと思いますが、格差が広がっていく一方である。これに対し、私は個人的にもまた審議会委員としても言いたいことはたくさんあるのですが、その中にはやはり「今のままではいけない」という意見がだんだんだんだん強くなってくるのだろうなと思っております。この自民党の「最低賃金一元化推進議員連盟」の事務局長に就任されたむたい俊介さんによると、後の方にむたいさんが事務局長を引き受けられた時にご本人のホームページに載っていたものをそのまま転記してあります。この中には、労側がこれまで主張していたことと変わらないこともたくさんあります。違う部分もありますが、こういう意見がだんだん強くなると、「地方での審議がこのままで良いのかな」というところがあります。

ただこれについて、一元化あるいは全国一律、一本化、全国統一ということは、この鹿児島地方最低賃金審議会場で議論することではないということは、重々承知しております。

次のページですが、最低賃金は、これまでも主張してきておりますけれども、やはりそこにあるように、最低賃金法第1条に基づいた調査審議をやっていくべきだ、これまで以上にきっちりやるべきだと思っております。そのために、第4表あるいは労働者の賃上げ率というような「前年比でいくら上げましょうか」ということだけではなくて、水準議論をもっと深めていきたいと思っております。

3点目にありますけれども、最低賃金761円は、ワーキングプアの基準、年収200万円には遠く及んでいない状況もあります。また、可処分所得を見たときには、貧困ライン、貧困線以下。貧困線をかろうじて上回ってはいますが、この可処分所得の計算上では173.8時間を使っておりますが、これは「盆も正月も休むな」という働き方を強いることになります。平均的な働き方をした場合には、貧困線を下回っているという状況にあるということで、「この金額で本当に良いのか」ということを審議で真剣に考えていきたいと思っております。

参考資料として、これも例年主張してきていますが、7ページに「連合リビングウェイジ」という主張をしております。7ページは、これのベースとなる、さいたま市で実際に「これだけ費用がかかりました」という価格の調査をした結果です。一番左側が、「単身の男性」で算定したリビングウェイジです。「なぜ、男性か」と言われて連合埼玉は非常に一時困ってですね、よくよく担当者で議論した結果、女性では、例えば化粧品など、本当に必要な経費か、そうでない経費かの区別がつかないということで、男性をとっているということです。

これをベースに、「鹿児島でどれだけ必要か」ということが、8ページに記載してある下から6番目の「鹿児島」で、現在では900円かかる。これには車を計算に入れておりませんが、それでも900円、最低生計費としてかかるというのが、私たち連合の計算であります。そこに少しでも近づきたいと思っております。

4では相対的な貧困の問題を計算しております。少しデータが古いのですが、2016、子供がいる現役世帯の貧困率が12.9%で、これもOECDの中では高い方なのですが、一人親世帯で子供がいる世帯となると、半分以上が貧困層と、相対的貧困層の状態に置かれている。そして全体では、「苦しい」と答えた世帯が57.2%と、ここでは「母子家庭」という表現を使っていますが、母子家庭では82.7%、ほとんどの世帯が大変苦しいという状況にある。それから一人親世帯と未婚の子供だけ

の所に行く、子供の進学率にも影響が出てくるということ。これを底支えするためには、最低賃金を上げていく必要があるのだろうなと思っております。

県内の景気状況については、昨年より良くなっているということはなかなか言えないのだろうなと思っております。九州経済研究所では3ページの(2)の上の方では、「全体として弱まりつつある」と。日銀は(2)ですが、「穏やかな回復が続いている」となっております。また、九州経済研究所のDIは、そこにあるようにマイナスで、少しずつ悪化していく傾向がみられるのではないかと考えております。

ただ、有効求人倍率は高い状況が続いており、人手不足感が続いている状況からみると、業況は、実際の景気は、そこまで悪くなってきていない、まだ人手不足感が続いているということだと思っております。

賃金の改定状況は、そこに記載のとおり、先ほど労働局から説明があった県の発表。今年はそつと発表してみたいで、なかなか調べつけるのが大変だったのですが。

それから、生活保護との関係。先ほどは言いませんでしたけれども、やはり173.8時間ではなく、これは毎年言っていて「またか」と言わると思いますが、これは2085時間を超えますということで、そこについても、生活保護の整合性を含めて否定をするものではありませんけれども、「実態に合った働き方」をベースに、各種数字を参考にして議論していきたいなと思っております。

未だ日安が出ておりませんので、今ちょうど中賃が始まった頃になりますけれども、その日安を踏まえて、こういう多角的な面から議論をさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

#### ○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。昨年は全国で最低の最低賃金になったということで、非常にイメージが良くないということは、これは確かです。なので、この点についてどうするかということも、当然、議論の中でやっていきます。そうは言っても、やはり昨年も、ここで双方からの議論をベースにして決めたことですので、今年度もできるだけ、具体的なデータと合理的な評価をベースにしていきたいと思っております。

それからあとは、経済状況の問題ですね。これについても、なかなか今後の景気の動向は読みにくいこともありますが、昨年、一昨年に比べると、なかなかしんどい状況も出てくるのかなというところもありますが、いくつかの経済的なイベントもありますので、その時、どんなふうになるのかということも考えていかなければいけないと思っております。

では、使用者側から、お願いします。

(使側説明資料を配付)

#### ○ 濱上委員

非常に簡単にまとめた1枚紙になっておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

先ほどから、昨年の議論についての話が出ております。結果的にああいう形になりましたけれども、この場できちっと長時間議論をしました。しかもある意味、日安を上回った数字を出していることもありますので、それはそれで、きちっと受け止めていただきたいと思います。

結果としてちょうど参議院選挙もある中で、非常にいろんな意味でマスコミ等にも取り上げられまして、注目を浴びたところがございますけれども、ある意味、最低賃金というものについて、県民の皆さんの関心が高まったということ言えば、それはそれで良いことだと思っております。

そこに書いてございますのは、言わずもがなのことなのですが、「最低賃金とは何か」ということで、改めて確認をしたところがございます。最低賃金はいくまでセーフティーネットであるので、それは、賃金引上げとか、消費拡大といった政策を目的としたものではないという認識でいるところであります。

それから、地域別最低賃金については、法律できちっと、地域における労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払能力という3つの要素で決めるのだと、法律できちっと定められているということでもあります。

そういったことを受けて、使用者側としては、先ほど数字をお示しいただきましたけれども、中小企業の賃金引上げの実態を示しているということで、賃金改定状況調査結果、とりわけ第4表を重視すべきという姿勢に変わりはありません。

そういった中で、今、日安の審議が続いていると思っておりますけれども、日安につきましては2016年から3年連続して20円を超える数字がDランクで出ておりますけれども、やはりきちっとした合理的な数字的論拠というのがなかなか見いだせないというか、「上げる」という前提で出されているものですから、我々もきちっと説明できる合理的な論拠が十分に提示されていないと思いつつも、20円越えがずっと続いてきているのかなということで、今年度も、今回もおそらく、大幅アップになるのではないかと予想されます。

ただそういった中で、私共、最低賃金というのは、やはり非常に慎重に取り扱わなければいけない。というのは「罰則規定を伴った規定である」ということです。通常の賃金引上げを労使が話し合って決めるのではなくて、「罰則規定を伴っているという性格を有している」ということには、注意を払わなければならないと思っておりますのでございます。

それから最後、下から十数行目のところですが、短い文章ですので、ここは読み上げさせていただきます。

「政府の引き上げ方針への配慮は一定程度必要ではあります。収益の持続的な改善・拡大や生産性を伴わない形で最低賃金の大幅な引き上げが継続されれば、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く社員の雇用が失われるだけでなく、事業の継続自体を危うくし、地域経済に悪影響を及ぼしかねません。

最低賃金の引き上げに当たっては、企業経営への影響を十分に考慮すべきであります。さらに中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施・拡充が不可欠であります。これまで様々な施策が実施されているが、十分な成果がみられないまま、最低賃金の引き上げが先行して実施されてきた感は否めません。

繰り返しになるが、日安額に対する配慮は必要だと考えています。

ただ、中小零細企業を取り巻く経営環境、急激に上昇した影響率、働き方改革を進めるにあたっての負担増への懸念などを十分に踏まえた議論を進めていただきたいというのが、使用者側の基本的な見解であります。」

今日のところは、以上であります。

## ○ 石塚部会長



どうもありがとうございました。使用者側からは昨年と同様のご意見だったと思いますけれども、日安の引き上げの幅が大きくなってきているところから、特に零細企業を中心とした経営に対する影響が非常に大きいことを、考慮してほしい。そういったところが中心だと思うのですが。

ただ今、労側と使側からそれぞれ基本的な考え方が述べられました。それぞれの見解につきまして、何か、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

○ 新内委員

使用者側から今お示しいただいた基本的な見解、アプローチの仕方は労側とは若干違うとか、全く逆な部分もあろうかと思いますが、基本的には同じ考えでやっていただけというふうに理解しました。

唯、一点、今日でなくて良いのですが、どうしても私が理解できないのが、「第4表が、最賃決定の3つの要素を総合的に表している」と使用者側はおっしゃる、中賃でもおっしゃっていますが、そこが私は、全く労側は、理解できていない。なぜ、賃上げ状況が3要素全てを表していると言えるのかを、ぜひ、細かくではなくても良いですけれども、また教えていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 濱上委員

すみません。私もちょっと不勉強な部分もありますので、また。

○ 石塚部会長

第4表をめぐる議論が中心になっていたわけですが、そのところをできるだけ説明ができる形でやっていければ良いかなと思っています。

基本的には昨年ちょっと途中で言いましたけれども、最低賃金にかかってくる企業は、中小、だいたい零細企業が多いですね。そうするとここでの議論というのは、どちらかという対立的になるような問題ではないところがかなりあると思うのです。なので、ここはやはり、方向性としては同じような方向性で議論は進んでいくのかなと思っていますけれども、その中で、どのあたりの水準で決めれば良いのかというところを探しながら進めていこうかなと思っています。

ほかに何かございませんか。

○ 喜納委員

質問とかそういうことではなくて、この審議会の委員を継続的にやらせていただいて、去年の結果をふまえて、考慮いただきたい点を2点ほど、お話しさせていただきます。特に私は現場に直接、ほぼ最賃で働いている方と組織上直接、話をする立場でもありますので。

やはり、去年の明治維新150周年の中、労側としてはもう非常に忸怩たる思いをした一年だと、労働時間が全国的にも長い鹿児島で、最低賃金も全国最下位になったことは、労働価値が、鹿児島で働く人の労働価値が、低く見られたと考えざるを得ない。特に使側の皆さんが前回主張した内容の中で、「離島を抱えていて、やはり大きな課題になっている」とお話しされましたけれども、離島で働いている方にその話をしましたところ、「離島で働いていて、やはりそれが足枷になって、使側としては、引上げの悪条件として考えていると判断されているのは、非常に悲しい思いをした。」と直接聞いております。

その時も話したように、今の引上げ幅からすれば、離島で働いている方も、それはほぼ消費に回る金額ですので、景気の底上げ、活性化のためにも、もうちょっと前向きに考えていただきたいというのが、去年、直接、最賃で張り付いている方の意見を聞いた中での感想としてお聞きいただければと思います。

それと既に皆さん理解なさっていると思いますけれども、全国では約4割、鹿児島でも30%強の方が、短時間で、「非正規」という名称はあまり好きではないのですけれども、「非正規」と言われている方々です。元々は経営側が緩衝的に入れたパート制度といえましょうなのですから、ほぼ主たる生計者になっている方も多数います。だから今、かけもちで働いている方も現実に多数いらっしゃると思いますので、さっきも第4表の賃上げ率の話がありましたけれども、その水準がどうあるべきかを考えた中で、最低賃金のあり方を考えても良い。正規社員の賃金水準と最低賃金にかかる方達の賃金水準は全然違いますから。それは、労側は改めて考えておりますので。

それから、部会長からもありましたように、10月の消費税増税の導入はもう頭に入れた中で、消費税の増税後ではなくて増税前に。と同時にきちっと、やはり最低賃金は、生活を底支えする一番重要なものと労側として考えておりますので、2%、前回の3%からすると影響率はどんな形が出るか、軽減税率の考えも入れるということになっていきますけれども、やはり一番影響を受けるのは、最賃に張り付いて働いている方々ですから、そういうことを考慮しながら、今回のこの審議会の中できちっと議論を進めていただければなと思います。

私からも、ちょっと具体的というよりは思いに近い話ですが、そういう思いで労側は臨みたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○ 石塚部会長

ありがとうございます。労働の形態がこの十数年で非正規化が非常に進んでいっている所が、以前とはずいぶん変わっている状況である。その辺を考慮に入れなければいけないと。

それから、喜納委員から最後に出た、これから最賃を決めなければならない中で出てきた消費税の増税、これは労働者だけではなく、使側にも大きな問題になっている。この辺をどう考えていくか、影響がどうなのかも少し考えながら、進めていければ良いのかなと思っています。

使側からは、よろしいですか。

#### ○ 濱上委員

先ほど離島の話が出ましたけれども、もちろん離島で働いていらっしゃる方は、それは1円でも上がった方が良いという部分はあろうかと思いますが、これは、私が直接聞いた話ではないのですけれども、人を介して聞いた話では、離島の仕出屋さんといいますか、お弁当屋さん。そこは、雇用主が非常に大変だ。やはり、20円、30円上がるともうやっていけなくなるぐらい、カツカツでやっている所もある。そうすると、「店自体を閉めなければいけないね」となると、離島ではもう、働く云々というよりも、働き口そのものがなくなってしまふ。そういったこともやはり考えなければいけないのかなと。

さっき言いましたように、最低賃金というものがあまねく適用されるわけですので、そういった方々への影響というものもあるのだということは、やはり頭に入れておかなければいけないのかなと思っています。

働く側からすれば、1円でも上がった方が良い。それは重々理解するのですけれども、人を雇う立場からすれば、それはそれで大変な部分もあるということは、理解していただきたいと思います。

○ 石塚部会長

よろしいでしょうか。

○ 新内委員

今のご意見なのですが、日安が高い時には、使側がそうおっしゃって、低い時には、労側がそう言うんですね。日程の関係で、中賃の日安小委員会が、結論を出した時点で昔からこれをマスコミが報道したことで、その扱いが、たぶん今は少し大きいんだろうなとは思っていますが、特段、本省が、厚労省が、リークをしたとは私たちは思っていません、ということです。これは、例年どおりの報道であろうなと思っています。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。それでは今日のところは、ご意見はこんなところでよろしいでしょうか。

おそらく東京では、今、中賃の議論をしているところだと思いますが、それが今後出てきたら、それが、数字を考える時に非常に大きなファクターになると思いますので、今後また、会の中でそれも含めて議論していこうと思います。それでは、よろしいでしょうか。

○ 新内委員

質問なのですが、8月2日の2回目の専門部会、本審終了後の専門部会は、意見陳述をしてもらうだけの場ということでもいいのですか。それとも、日安が出ていますので、具体的に日安について労使がそこまで議論するのか。

それによつて、2回目の準備が、お互いに違ってきますよね。

○ 濱上委員

日安が、答申が。

○ 新内委員

日安答申は、今日の夜だから、少なくとも明日の朝には、労使はお互いにわかる。

○ 石塚部会長

タイムラグはあると思うのですが、去年は第2回は、意見陳述だけでしたか。

○ 平松賃金室長

去年は、臨時の専門部会では、「意見陳述をどう取り扱うか」という「複数でも10分以内」という枠をお決めいただいています。

○ 石塚部会長

去年はそのようになっていますね。

○ 平松賃金室長

ただ記憶で申し訳ないのですがけれども、昨年のスケジュールは、7月26日が日安答申なのでありますが、その前の日安小委員会の結論が出た状況で専門部会1回目をさせていただいてたと記憶しておりますので、初手、1回目から日安を知った上でのご議論をしていただいた。これが昨年と違うところなのですね。

○ 新内委員

まあ、基本的な考え方を出した時点で、ある程度、金額については、労側としては、出す準備には入っています。日安が決まらないとどうしようもない部分もありますが、そういう意味でいくと、いつからか「10月1日発効のためには、5日結審が必要だ」として、日時的には非常にタイトで、きわめて厳しいのですが、労側としては、10月1日発効が金額と同じように大事だと考えておりますので、そのためには、もう2日か、できれば2日で、ある程度具体的な議論に入ることができれば、早く。

○ 濱上委員

他の県の動向は、どういう感じでしょうか。5日に決まる所も有りますか。

○ 新内委員

今の時点では確実ではないですが、労側としては、正式には労側は明日、全国で集まりますが、九州でもいくつかの県は5日結審でいきたいと、そのような感じでスケジュール感も立っているところがあります。各ランクでいくと、5日までに、ある程度まとまった数は5日で10月1日発効をやっているところ。

○ 石塚部会長

今年度はそういう、5日でいくという。

○ 新内委員

そうですね。おそらくは、全部指定日発効をして10月1日発効のための努力も、金額と同じようにやっていると。それと、日程的に長崎はちょっと無理ということでした。長崎と広島は「原爆の日」があるものですから、イベントがかなり。

○ 石塚部会長

ということですが、使側はいかがですか。

○ 濱上委員

沖縄は。

○ 新内委員

沖縄は多分、遅い。九州でいくと、宮崎、沖縄が遅い。去年も、例年でいくと、宮崎は。ただ、他県をあまり意識すると、全部の県が他県を意識すると、「いつまでも決まらない」状況になりますので、そこはやはり、他県をにらむことも必要ですし、鹿児島は鹿児島、それぞれの都道府県で判断していくことも必要だと。

○ 石塚部会長

議論は議論で、状況は並行で見たいということですね。

○ 濱上委員

ちょっと、2日に数字をとるのは。

○ 石塚部会長

難しいですか。

○ 濱上委員

はい。

○ 石塚部会長

ということですね。

○ 新内委員

では、数字は5日ですか。

○ 石塚部会長

2日の次の日程は、5日ですか。

○ 平松貸金室長

5日でございます。

○ 石塚部会長

そうか、2日は金曜日ですね。金額が出るのは、2日は厳しそうですね。

○ 新内委員

ということで、あれば。

○ 喜納委員

高い数字を出してもらえば、それで。

○ 平松貸金室長

先ほどご了承いただいた2回目以降の開催通知をお手元に配らせていただきます。この中でご異議もあろうかと思いますが、第2回専門部会につきましては、第1回本審でご了承いただきましたとおり、8月2日13時から本審をさせていただいて、それが終了した後に、おそらく1時間程度で第2回本審が終了するであろうということで、第2回専門部会の時刻を2時とさせていただいております。

これまでに、参考人聴取をするという所まではこれまでご了承いただいておりますので、やっていただけるということであれば、ここでは1時間程度ということで、書かせていただいております。特に他意はございません。

○ 石塚部会長

本審の後に専門部会。

○ 平松賃金室長

そうですね。

本審が終了いたしましたら、専門部会の委員にのみお残りいただきまして、第2回本審の傍聴者をいったん退席いただきまして、改めて専門部会の陳述者としてお入りいただきまして、「複数でも10分以内」という形で述べていただくという予定であります。それでも、10分という形で本日もご確認いただいておりますので、セレモニー的な部分を含めても、述べるまで15分程度かなあということで、1時間としておりますが、特に事務局が、意図があって1時間と書いた、1時間に区切ったわけではございません。

○ 石塚部会長

はい。ということで、労働側は審議をということで、使側は難しいですか。

○ 濱上委員

そうですね。

○ 新内委員

まあ、お互い事情がありますから、労働側がこうだからというのも、あれですよ。

ただ少し議論を、ちょっと検討させていただきたいのです。2日に労働側だけでも、少しでも議論を進めるためにも、労働側は金額提示をする可能性があるということだけは、了承をいただければ。

○ 石塚部会長

審議は、意見陳述の後に審議をやる時に、労働側は金額を出すかもしれない、そういうことで、よろしいですね。基本的には5日からお互いに金額を出して、それを巡ってということになるけれども、労働側は次回、準備ができていたら金額を出すかもしれない、そういう形で進めてよろしいでしょうか。

はい。2日は意見陳述プラス審議もその後にやって、そこで金額を出す・出さないは、労働側は出すかもしれない、使側はもう。そういうことでよろしいでしょうか。

(意見なし)

- 石塚部会長  
それでは最後の「その他」ですけれども、何かございますか。

(意見なし)

- 石塚部会長  
それでは最後に、事務局から連絡事項がございますか。
- 田代室長補佐  
それでは、先ほどお配りした開催通知の中にごございますとおり、次回の第2回専門部会につきましては、8月2日金曜日13時から予定されている第2回本審終了後に、引続き開催させていただきます。場所はここ、第2会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
- 石塚部会長  
ありがとうございます。それでは、最後に議事録署名者を指名いたします。労側は新内委員、使側は濱上委員にお願いいたします。  
それでは、本日の専門部会は、以上で閉会したいと思います。長時間ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_